

# 東広島市立乃美尾小学校生徒指導規程

## 第1章 総則

この規程は、東広島市立小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次代を担う児童生徒の健やかな成長を願うために義務教育9年間の見通しを持った生徒指導について、全市的な共通認識・共通実践を図るためのものである。

### 【東広島スタンダード】

東広島市では、以下に示す「東広島スタンダード」を定め、だれもができるように指導する。



東広島市立乃美尾小学校では、学校教育目標を以下のように示し、めざす子ども像の実現に向け、指導する。

### 【学校教育目標】

「未来に向かって 学び続ける」

### 【めざす子ども像】

「豊かな感性をもち、のびゆく子」

### (目的)

**第1条** この規程は、東広島市立乃美尾小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 指導内容について 学校生活に関すること

### (登下校)

**第2条** 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。通学班での登下校を原則とする。集合時刻、歩行のマナーを守り通学路を通る。「右側・一列・間を空けず・さっさと歩く」を原則に登下校する。

### (登校・遅刻・欠席・早退・外出)

**第3条** 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校は、通学路を通り、登校班で右側を一列になり、歩いて登校すること。
- (2) 始業時刻は、8時10分とする。学校へは7時40分から8時までの間に登校することを基本とする。
- (3) 欠席の場合、8時10分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (4) 遅刻の場合、8時10分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。
- (5) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (6) 原則、登校したら、校外には出ない。
- (7) ケガや体調不良などで保護者に送迎してもらった場合は、通学班と連絡をとり、適切な対応をする。

### (頭髪)

**第4条** 頭髪については次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- (1) 不自然な髪型（パーマ、アイロン、そり込み、不自然でバランスの取れない髪型等）にはしない。

- ・ 短髪を基本とし、襟や目にかからない髪の長さとする。
- ・ 肩にかかる場合、黒・紺色のピンで留めたり、黒・紺・茶色のゴムで束ねたりする。
- ・ 華美な髪型や帽子をかぶりにくい髪型（ハーフアップ等）はしない。

（２） 染色・脱色剤などは、健康を保つという観点からしない。

（指導・身なり等）

**第５条** 基準服・身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める基準服を正しく着用する。

（１） 基準服

学校指定の上着、シャツ、ズボンもしくはスカートを基準服とする。冬服・夏服は、上着の着脱によって区別する。季節、寒暖によって個人、家庭で判断する。

（２） シャツ

- ① 児童は、学校指定の白のカッターシャツ、白のポロシャツ、白の丸襟ブラウス（装飾のないものとする、パフスリーブなどの変形したものは新たに購入しない、袖口にギャザーをつける、フリル状にするなどの変形をしない）を着用し、裾をズボン・スカートの中に入れる。
- ② 学校の指定シャツの下には、必ず、衛生面、自己衛生面を含めて下着を着用する。華美でないものとする。

（３） ズボン・スカート

- ① ズボン  
紺色の半ズボンとする。ズボンをずらした着こなしはしない。
- ② スカート  
紺色のスカートとする。肩ひもをはずした着こなしはしない。

（４） 靴下

靴下は、白色で、長さはくるぶしより上で膝より下とする。（ワンポイントは可）

（５） 通学靴

① 白の運動靴とする。登下校や学習で使用することから、運動に適したものとする。

② 上履き・体育館シューズ

校内では、上履きを履く。体育館では、体育館シューズを履く。

（６） 名札

学校指定の名札を着用する。

（７） セーター・ベスト

防寒のために基準服の下にセーター・ベストを着てもよい。色は紺か黒とし、上着の袖や裾から、極端にはみ出さないものとする。

（８） 帽子

児童は黄色のキャップ型帽子、ハット型帽子を着用する。

（９） 防寒着

冬季、寒いときはジャージを着て登校してもよい。色は黒か紺とする。また、厳冬期（１２月～３月）には、登下校において上着の上にジャンパーなどの防寒着、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。マフラーは首に巻き、上着の中に入れることのできる長さとする。

（１０） 体操服

- ① 体育科の授業や運動時は、体操服を着用し、ゴムのついた赤白帽子をかぶる。
- ② 体操服は、白の半袖（長袖）シャツ、紺色のクォーターパンツをとする。
- ③ 水泳の時間には、黒か紺のスクール水着または競泳水着を着用し、水泳帽子をかぶる。スカートがついたものは着用しない。ラッシュガードは、着用してもよい。

（不要物）

**第６条** 不要物については次のことを指導する。

- （１） 携帯電話やゲーム機器、カイト、マンガ、ボールペンやシャープペンシルは持ち込み禁止とする。カバンや持ち物にキーホルダーなどをつけない。
- （２） 学校での学習生活に必要でないものは、持参しない。

#### (校内での生活)

**第7条** 校内の生活については次のことを指導する。

##### (1) 授業

- ① 自分の持ち物には、必ず記名をする。
- ② 次の学習の準備を済ませてから休憩し、チャイムが鳴る前に席に着いておく。
- ③ 授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。

##### (2) 休憩時間

- ① 学校の外や立ち入り禁止場所には、行かない。
- ② 校内放送は、静かに聞く。
- ③ 特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
- ④ 校舎内では、右側を静かに歩く。
- ⑤ 整理整頓をする。(靴箱、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物、トイレのスリッパなど)

##### (3) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は1時間程度として、体調の回復が見込めないときは、学校から保護者に連絡をする。
- ② 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- ③ 虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

##### (4) 給食

- ① 衛生面に注意して給食当番等をする。
- ② 当番は服装(エプロン、マスク、帽子)を整え、準備を行う。エプロンは個人持ちとする。
- ③ 食事のマナーを守って食事をとり、食後は、歯磨きをする。

##### (5) 掃除

- ① 掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つである。取り掛かりの時間を守り、時間いっぱい黙って掃除をする。

##### (6) 教育相談

- ① 学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、教育相談を行い、必要に応じて心のサポーター等と連携する。
- ② 「ふれあい相談室」を設置し、体罰・セクシャルハラスメント等の教職員の不祥事に係る相談窓口とする。

##### (7) その他

- ① 卒業生や部外者の学校への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ② 学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

### 第3章 校外での生活に関すること

#### (校区外の生活)

この章については、保護者責任の観点から、記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導をする。同一指導を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

**第8条** 校区外の生活については、次のことを指導する。

##### (1) 児童だけの校区外への外出禁止

##### (2) 児童だけの娯楽施設への入店禁止(カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等)

##### (3) 児童だけの外泊や夜間徘徊禁止

- ① 保護者は、夜間(午後11時から翌日4時までの時間)児童を外出させないようにする。
- ② 保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用に当たっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

#### (4) 情報通信機器

- ① 本市では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、情報通信機器のフィルタリングに努める。

#### (5) 酒タバコ類等の購入

- ① 保護者は、酒タバコ類を児童に購入させないようにする。

#### (6) 危険箇所への立入り

- ① 保護者は、立入り禁止箇所や、池や川等に児童が立ち入らないようにする。

#### (7) 交通違反

- ① 道路交通法に違反させないようにする。
- ② 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
- ③ 国道では、自転車に乗らないこととする。
- ④ 公道における自転車の乗車は、3年生時の交通安全教室の学習以降とする。

## 第4章 特別な指導に関すること

### (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

### (問題行動への特別な指導)

**第9条** 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮した指導を行う。

#### (1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 交通違反
- ⑦ その他法令・法規に違反する行為

#### (2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為（対教師、児童間。対人、器物破損）
- ② 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
- ③ いじめ
- ④ 登校後の無断外出・早退
- ⑤ 指導に従わない（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
- ⑥ 不正行為
- ⑦ その他、学校が教育上指導を必要とする  
と判断した行為

### (反省指導等)

**第10条** 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

#### (1) 説諭による指導

- ① 口頭による説諭（短時間）

(2) 学校反省指導

- ① 別室による反省指導
- ② 授業観察による反省指導
- ③ 奉仕作業による反省指導
- ④ 教育相談と反省指導を複合した指導
- ⑤ 保護者来校による授業観察指導
- ⑥ 学校と保護者による協議

(特別な指導を実施するにあたって)

**第11条** 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事柄を明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他の行為については、関係機関と連携をして対応する。
- (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う、また、児童の発達段階を考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

**第12条** 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などでの直接説明を行う。また、ホームページで公開したり、通信等で情報を発信したりし、周知を図る。